

Title	G.A. Holmes : The estates of the higher nobility in XIV century England (in "Cambridge studies in economic history" Camb. 1957)
Sub Title	
Author	森岡, 敬一郎(Morioka, Keiichiro)
Publisher	三田史学会
Publication year	1957
Jtitle	史学 Vol.30, No.3 (1957. 12) ,p.145(413)- 148(416)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	書評
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19571200-0145">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19571200-0145</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

る造籍と班田の年次に關する研究がとりあげられている點、墾田關係法令と奈良朝政治史との關連が極めて具體的に述べられていることなどがその顯著な例であろう。もつとも最後に擧げた例については、既に同じ著者の「東西史稿」(昭和十九年三月)に詳しく述べられており、今度本書に採用編入されたものである。私見によれば、奈良朝政治史を考察する一のよりどころが故喜田貞吉博士の帝都變遷論にあるとすれば、今一つの準據はこの著者の指摘された墾田に關わる土地政策の推轉に求めらるべきものと思われる。戦後に發表された竹内理三氏の「八世紀における大伴的と藤原的」(律令制と貴族政權―所收)もまた同じ視點に立つたものと言ふことが出來よう。敢えてこの點を特筆する所以である。全般に亘りその論述は極めて精緻周到な實證によつて貫かれ、些かもこれを乖離することなく、最も適切穩當の説が陳べられている。この意味において上代の土地制度、特に班田收授制を理解する恰好の入門書であると共に、古代史研究者にとつても座右に置いて利用すべき重寶ということが出來よう。ただ惜しむらくは僅かながら誤植が認められる。再版では是非改めて欲しいと思う。終りに臨んで紹介が偏見に墮して本書の眞價を傷けることをおそれる。著者及び讀者に對して御諒恕を乞ひつゝ、蕪筆を擱く次第である。(日本歴史新書・至文堂刊、B6判、二二七頁)

—志水正司—

G. A. Holmes  
The Estates of the Higher Nobility  
in XIV Century England  
(in "Cambridge Studies in Economic History"  
Camb. 1957)

中世後期の歴史は Thomas of Lancaster, Hugh Despenser, Roger Mortimer, John of Gaunt の如き大諸侯を考慮に容れることなくしては充分に理解し得ないと言つてもよいであらう。しかしこのためには、彼等の勢力の根源が何であつたかが問はなければならない筈である。しかるにこの重要な課題は尙充分に意識されてゐなかつたかに見受けられる。と言ふのは、大所領の研究は、最近經濟史家の好んで取上げる所であるが、それは概ね教會關係所領經營の問題であつて、世俗諸侯の夫は殆んど皆無と言つて良い。十四世紀の世俗諸侯の所領經營を取上げたものとしては Somerville の History of the Duchy of Lancaster (Vol. I) (1953) があるのみである。Round, Stenton, Denholm Young の研究は十三世紀を中心として居り、十四世紀以降の現象に關する所が少いのである。この盲點を補ふべきものとして現

はれて來たのが、G. A. Holmes のこの研究なのである。この意味で本書は僅か本文一二〇頁に過ぎない小著作らその意義は誠に大きいものがあると言はねばならない。

本書は世俗諸侯の全部を取上げてゐるのではないことは、題名からも大體察知せられ得る所と思はれるが、この“Higher Nobility”とは著者によれば earl の階級に屬するものを指すものと解されて居る。従つて序論に於いて著者自身も斷つてゐる如く、本書の結論を當時の貴族階級全體に適用することは相當慎重に行はねばならない。

次に章を追いつつ少しく内容に觸れて見たい。

第一章は The Inheritance (7~40頁)と題し、この間に於ける property in land and jurisdiction の變化を Mortimer, Bohuns, Montague, Vere, Courtenay 家、及び Elizabeth de Burgh のそれを分析して論じてゐるが、そこで彼の明かにしたことは、賣買による擴大は(小貴族の場合は別として)、予想外に僅かであること、擴大が一般的傾向として見られ、相續者の缺如のために財産が國王の手中に落ちるまで大體續いてゐること、この擴大の主たる要因は各種の相續關係であり従つて結婚の決定が大きな關係を有してゐたこと、更に相續者なき財産その他の授封や又結婚に絡つて政治的な要素が案外に重要な位地を占めて居り、これを無視してはこの問題全般を考へることが不可能で

あることが述べられてゐる。

第二章は The Tenure of the Inheritance (41~51頁)と題し、十四世紀の土地法の問題が十四世紀前半の Mortimer, Vere, Courtenay, Beauchamp, Arundel 家の所領と、十四世紀後半の Mortimer, Vere, Hastings, Lancaster 家の所領とを對比しつつ説明してゐる。即ち、十四世紀初期に於いては、“simple entail” 以外には變則的な封關係なるものは存在しなかつたが、中期頃から複雑化して來る。この例證として彼は Mortimer 家を擧げてゐる。即ち一三六〇年 Roger Mortimer が幼少の後繼者を殘して死んだ時、三分の二は國王の wardship に、又三分の一は寡婦の資産となるという通常の封建法は發動されなかつた。即ちその前年彼によつて友人及び顧問多數のものに、全所領の三分の一乃至四分の一を共同貸與し、賃借人は十年間何等の支拂をなさず、十年後は一定の支拂を行ふことに定められてゐたからである。これらの所領の貸與は國王の許可を得てゐた故に、この契約は國王官吏によつても遵奉せられ、且つ一六六七年、即契約後八年にして國王は幼王に對して相續の權を認めたら、此等の所領は王の wardship を受くることなく、Roger の子 Edmund の手にそのまま渡つてゐる。この方式を“Trust”と稱してゐる。

又 Roger は同じ頃 lordship of Denbigh を彼自身と彼の妻

に(共同に)再授封する特許を得てゐる。こゝしてこの所領は Roger の死に際しても、國王の wardship の對象となることになかつたのである。これを彼は Joint enfeoffment と呼んでゐる。この兩者はこの時期に現はれた變則的現象であり、他にも幾多の例があり、特に前者は十四世紀後半に發展する。しかして大貴族の所領に對する國王の封建法による管理權の發動を阻止して行くために用ゐられるのである。これは國王の權力の縮少であつたが、著者も注意してゐる如く、國王の特許を得て可能である方法であつたことは注目してよい。この十四世紀の土地法は未開拓の分野で著者も最も苦心した處であると思つてゐるのである。

第三章は Retinue and Indenture と題し(58~84頁) MacFarlane などの所謂 "Bastard Feudalism" の人的關係の解明を試みたものであり、Indenture の記載自體すらも必しも事實との合致し得ない程の不安定性を強調し、又かかる關係が單に十四世紀後半に於いてのみならず前半にも存在したことを明らかにしてゐる。尙、附録第二として一三三二年の Thomas of Lancaster の Retainers のリスト三通が、又附録第一、「未刊史料」中には、十四世紀前期二、中期一、後期四の Indenture の實例を附してゐるのは興味深い。

第四章は、The Economy of The Inheritance と題し(85~120頁) Bailiwick of Clare, Lordship of Denbigh, Lord-

ship of Usk 及び Bridgewater につき、各地方の特殊性について考慮を拂いつつ収入源の種類、増減及び徵收方法を論じてゐる。

この内の全てを論ずることは不可能であるから、最も詳細に分析されてゐる Clare を先づ紹介して置きたい。周知の如く Biliwick of Clare は Elizabeth de Burgh の所領であり、十四世紀に於いては、Clare, Hundon Southwold, Woodhall (Suffolk), Bircham, Walsingham (Norfolk), Standon (Hertfordshire), Claret (Essex) の各 manor、Clare, Sudbury (Suffolk), Bardfield (Essex) の各 borough, the Honor of Clare その他の小所領から形成されてゐた。

この經營は大きく四期に分けられる。即ち(1)十三世紀以來の擴大の時續の繼續、此は大體 Edward 二世の治世の後半に終る。(2)一三二五年より一三四九年黒死病の流行までの安定時代。(3)一三四九年より一三七〇年までの混亂と恢復の時期。(4)直領地の lease 化の時代である。

第一期に於いては所領の擴大による収入の盛んな増加が見られるが、曠て、Edward 二世の末年からは収入は略一定し、安定期に入つたことを示して來る。この時期の収入を見るに、その主體をなすものは rent であり、Standon, Bircham に於いては約五〇パーセント、Claret に於いては三五パーセントであるに對

し、最大の manor たる Clare に於いては僅かに一〇パーセントを占めるに過ぎない。これ以外の収入の主たるものは、穀物その他(含羊毛)の賣却、水車使用料、牧場權借附、裁判收入、森林收入である。demesne 耕作の主目的は領主の household の直接消費にあり、その余剰が賣却されたらしい。この時期の顯著な變化は、牧羊の發達であり、一三五八年には年間三千頭分の羊毛を産したと言はれてゐる。

一三四九年に始る黒死病の流行は、人口の減少を來たし、その結果として内部的には相當の變化を生ぜしめたものと思はれるが或る manor に於いては収入の面では僅かに察知せられる所は乳製品収入の僅少な減退が認められるのみである。しかし一般的に見て勞働力不足に基く収入の低下は否定出來ない。又一方に於いては復興の努力の行はれてゐることも顯著である。こうした努力の内から一三六〇年代から次第に一の方向が明らかになつて來る。これが demesne の lease 化の現象であつて、一三八〇年までには demesne の大部分が、又一四〇〇年までにはその全部が、直接領主の手から離れて了つたことが明らかにされてゐる。この結果 manor の直接の control は reeve, bailiff の手から collector redditus, firmarius dominici の手に移るのである。尙 bailiwick of Clare の収入の内容は、主要 manor, borough, 及びその他について種目、年代別に詳細に表示されてゐる。(附

録第三、第五表)。この他の諸表も極めて示唆に富むものと言へよう。

最後に Elizabeth du Burgh の收入全體を計算しここに貴族の中央金庫に於ける變化の方向を求めてゐるが、この結論としてゐる處は、Hilton の教會領についての結論と變ることがないから省略する。以上が本書の内容の一斑である。

(森岡敬一郎)